

農村型地域運営組織の形成推進

政策提言先 農林水産省

政策提言の要旨

中山間地域の農村集落の維持のためには、地域内の組織が連携して農地保全活動や地域資源の活用、生活支援などに取り組む農村型地域運営組織の形成が必要です。その推進にあたっては、農山漁村振興交付金（農村型地域運営組織形成推進事業）が非常に重要な施策となります。

そのため、農村型地域運営組織形成推進事業の十分な予算の確保を提言します。

【政策提言の具体的内容】

農村型地域運営組織形成推進事業の十分な予算の確保

中山間地域の農村集落の維持に必要な農村型地域運営組織の形成を計画的に推進するため、予算の十分な確保を提言します。

【政策提言の理由】

- 令和3年度に本県が1, 451集落を対象に実施した「集落实態調査」では、集落の活動への参加者の減少や、持続的な農業生産に必要な労働力の不足などの課題があげられています。
- こうした課題を解決するには、地域の様々な人材や組織が連携して取り組む仕組みが必要になります。令和4年度から国の新たな交付金制度を受け、本格的に推進が始まる「農村型地域運営組織」がその核になると考えています。
- 本県では、平成24年度から中山間地域などにおける地域の様々な課題を住民が主体となって解決する仕組みとして「集落活動センター（高知県版 小さな拠点）」を推進しており、この取り組みと農村型地域運営組織とは親和性が高いものと考えられます。
- 現在、32市町村64集落活動センターが活動を開始しており、農道等の草刈り、体験交流活動、食堂や宿泊施設の運営、加工品の製造・販売、防災訓練、高齢者の見守りや買い物支援など、様々な取り組みが実施されています。
- このうち46センターにおいては、エリア内に中山間地域等直接支払制度の集落協定や多面的機能支払制度の活動組織はあるものの、それぞれで活動を展開しています。今後、地域内での組織間連携を強めることで、役割が集中している担い手の負担を軽減すると同時に、農道の草刈りなどの共同作業の継続、農業生産の維持が可能になります。
また、既に中山間地域等直接支払制度の集落協定や多面的機能支払制度の活動組織と連携している11集落活動センターにおいても、活動の継続や拡充のためには、さらなる体制の強化が必要になっています。
- こういった取組を推進するには、地域の課題やニーズを把握した上で、試行を重ねながら取り組むことができる農山漁村振興交付金（農村型地域運営組織形成推進事業）は重要なツールとなります。
- そのため、農村型地域運営組織の形成に取り組もうとする全ての地域が計画的に事業を活用できるよう、十分な予算の確保が必要です。